静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月30日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

**静岡県規則第34号**

静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の一部を改正する規則

静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則（昭和50年静岡県規則第２号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
| --- | --- |
| （貸与の対象）<br>**第２条**　修学資金の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。<br>⑴　（略）<br>⑵　修学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）に係る保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第１条第２項の保護者等をいう。以下同じ。）の、市町村民税所得割（貸与を受ける年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第１項第２号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）をいう。以下同じ。）の額が51,300円未満であること。ただし、保護者等が２人以上いるときは、それぞれの市町村民税所得割の額が、いずれも51,300円未満であること。<br>⑶～⑸　（略） | （貸与の対象）<br>**第２条**　修学資金の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。<br>⑴　（略）<br>⑵　修学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）に係る保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第１条第２項の保護者等をいう。以下同じ。）の道府県民税所得割（貸与を受ける年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税（同法の規定による都民税を含む。）の同法第23条第１項第２号に掲げる所得割（同法第50条の２の規定によって課する所得割を除く。）をいう。以下同じ。）の額と市町村民税所得割（貸与を受ける年度分の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第１項第２号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）をいう。以下同じ。）の額とを合算した額が85,500円未満であること。ただし、保護者等が２人以上いるときは、それぞれの道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が、いずれも85,500円未満であること。<br>⑶～⑸　（略） |

**様式第２号**　（略）

身　上　調　書

（略）

| 続柄 | 氏名（生年月日） | 年齢 | 職業（勤務先又は在学校名及び学年） | 市町村民税所得割の額 |
|---|---|---|---|---|
| （略） | | | | |

（略）

**様式第２号**　（略）

身　上　調　書

（略）

| 続柄 | 氏名（生年月日） | 年齢 | 職業（勤務先又は在学校名及び学年） | 道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額との合算額 |
|---|---|---|---|---|
| （略） | | | | |

（略）

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附　則**

この規則は、平成30年４月１日から施行する。